

速報

かわら版

2015-9号(2015/4/28)

東京大学職員組合発行
TEL/ Fax: 03-5841-7971(ext.27971) <http://tousyoku.org/>

何かおかしいと感じたら syokikyoku@tousyoku.org まで

4月最初の給与明細を確認しましょう。

「就業規則の見直しは行わない」 —組合よりの申し入れへの4/23役員会回答—

さる3月31日の団体交渉において、4月23日の役員会で、①教育研究連携手当を今年度から2018年まで0.5%ずつ毎年上げていくこと、②55歳を超える職員の1.5%減額措置の廃止を2015年度から実施すること、を検討するよう組合は要求しました。

また、これとは別に4月16日付け抗議書で、①3月31日の団交に先だって就業規則改訂が役員会で決定された理由の提示、②新就業規則施行延期、を要求しました。

これに対して4月23日の役員会の後、次のような回答が組合に提示されました。

平成27年4月24日

東京大学職員組合
委員長 遠藤基郎 殿

国立大学法人東京大学
理事 戸渡速志

平成27年4月1日施行の就業規則の一部を改正する規則
に対する東京大学職員組合からの要望等について

平成27年4月1日施行(同年3月26日制定)の就業規則の一部を改正する規則に対して、貴組合より3月31日の団体交渉で要望のあった事項及び4月16日付け「就業規則改訂案の団体交渉前決定に対する抗議書」で要求のあった点については、4月23日開催の役員会で抗議書等を配布し審議いたしました。

審議の結果、同要望等に基づく平成27年4月1日施行の就業規則の一部を改正する規則の見直しは行わないことが議決されましたので、ご連絡いたします。

なお、抗議書の中で要求のあった①の理由については、3月31日の団体交渉でご説明したとおりです。

まさか「問答無用」ということ!?

過半数代表者の意見と同じ要求なのに。

新しい就業規則での俸給引き下げの不利益変更への代償措置として、組合が求めた①②の点については、理由説明抜きで「受け入れ拒否」結果の通達。よもや「問答無用」ということではないのでしょうか、政府の「肅々と・・・」と似ているような似ていないような。

なお組合の要求は、本郷地区過半数代表の意見でも掲げられています。すべての働く人々の代表者への意見と同内容である以上、より丁寧な説明を強く求めます。

この他、3月31日の団交に先だって就業規則改訂が役員会で決定された理由についても、原則、「団交当日に説明済み」との回答です。ただし別紙として示された団交当日の説明のまとめについては、組合との事実認識にずれがあります。これからの良好な労使関係構築のためにも、再確認を求める予定です。

「5/14(木)取り戻そう!生活時間と安定雇用～許すな!雇用破壊 5.14 アクション」へ参加しましょう。

今国会において、いわゆる「残業代0」法案が審議されます。教員はすでに裁量労働制だから関係ない。また年収1075万円以上の特定業種対象ということで、一般職員には、無関係な人ごとだ。そう思っていないですか?

しかし政府のやり方は「小さく産んで大きく育てる」が原則です。思い起こせば、教員任期制しかり、また労働者派遣法しかりです。特に派遣法は成立当初は、一部専門技能の労働者限定でしたが、あれよあれよという間にすべての業種に拡大しました。

政府与党の目論見では、「残業代0」の対象金額をさらに大胆に引き下げるとも言われています。

日本労働弁護団他主催の「許すな!雇用破壊 5.14 アクション」へ参加しましょう。

日時 2015年5月14日(木)17時半開場、18時半～19時半

場所 日比谷野外音楽堂

国会請願デモ 19時半スタート

参加・賛同団体:日本労働弁護団、過労死弁護団全国

連絡会議、派遣労働ネットワーク他

お問い合わせ先 TEL 03-3580-5311

(旬報法律事務所)

第1次安倍内閣で断念した
ゾンビの復活
を許すな